整理番号：経済産業省－10

令和７年度関税率・関税制度改正要望事項調査票（適用期限のない関税制度の新設）

要望元：貿易経済安全保障局特殊関税等調査室

品名（関税率関係）又は制度名（関税制度関係）	迂回防止制度の創設
改正要望の内容	不当廉売関税の課税命令に服するべき者が課税を免れるため、形式的に課税範囲から外れるようにするものの、実質的には課税命令前と同等の商業行為を行う「迂回」に適切なタイミングで対処し、必要と判断された場合に課税が行われる仕組みを構築する。

税　番	統計細分	品　　目	改正前税率			改正後税率			ＷＴＯ譲許税率	備　　考
			基本	暫定	特恵	基本	暫定	特恵		
		―								

改正要望内容の施行期日及び適用期間	―
改正を要望する品目又は制度をめぐる状況	**①　現状** 近年、米欧など各国において不当廉売関税（以下「ＡＤ」という。）が積極的に活用されている。1995 年のＷＴＯ発足から 2023 年までの期間において、米国では 634 件、ＥＵでは 364 件のＡＤが発動。我が国においても、近年は毎年１～２件程度のＡＤ調査を実施しており、ＡＤ措置の発動が活発化している。今後、不当廉売製品の日本市場への流入を抑えるために、日本においても ＡＤを引き続き適切に活用していくことが求められている。 **②　問題点** ＡＤは、対象国・対象産品を限定して課税される。このため、ＡＤの課税命令に服するべき者が課税を免れるため、課税命令が示す課税範囲から形式的に外れるようにするものの、実質的には課税命令前と同等の商業行為を行う迂回（Circumvention）の問題が存在する（例えば、「軽微な変更」による迂回や「第三国迂回」等）。 現在、ＷＴＯ協定等の条約において迂回に対処するための措置について定めた規定は存在しない。他方、世界の主要国では、迂回行為に対して、当初調査を改めて行うのではなく、主に既存の貿易救済措置に対する迂回行為が行われていることの確認等を以て、当該措置の対象となる国や産品を拡大する制度（以下「迂回防止制度」という。）を有している。 しかし、我が国の関税定率法は迂回防止制度を持たないため、迂回への措置が必要な場合、改めて当初調査を行う必要がある。このため、原措置の対象国又は対象産品とは別に新たな国又は新たな産品について国内産業への損害の有無等

	を確認する必要が生ずるが、例えば、損害認定は長期（３年間）のデータを確認して行われるため、迅速に迂回行為に対応することが不可能である。また、迂回品単独で損害を認定することが容易でないことも想定され、調査開始のための十分な証拠がそろわない可能性もある。加えて、仮に当初調査を開始できたとしても、通常、調査（ダンピング、損害及び因果関係の認定）は１年かけて行われ、迂回が確認されてから当初調査を開始したのでは、措置を発動するまでに相当の時間を要してしまい、国内産業は被害の拡大を待つのみとなってしまう。
改正の必要性と目的達成の見通し	**①　改正の方向性** 先述のとおり迂回への措置が必要な場合、我が国では、改めて当初調査を行う必要がある。このため、原措置の対象国又は対象産品とは別に新たな国又は新たな産品について国内産業への損害の有無等を確認する必要が生ずる。 例えば、韓国産及び中国産溶融亜鉛めっき鉄線に対する不当廉売関税課税開始（2022 年 12 月）後、①中国から、類似品（アルミ合金加工した代替品）の輸入が増加、さらに②第三国からの溶融亜鉛メッキ鉄線の輸入（及び中国から当該国への未加工鉄線の輸出）が増加。措置の発動後も国内産業の状況は改善しておらず、①「軽微な変更」による迂回、及び②「第三国迂回」の影響を受けている可能性があるが、新規調査を開始し、国内産業の生産や販売、利潤等のデータを３年分集めても、すでに原措置により損害の認定を受けていることに加え、原措置の輸入が止まることにより、生産や販売、利潤等について、原措置後の３年間のデータにおいて、これらの数値が減少していない可能性がある（増加している可能性もある。）。 また、他の案件でも今後、本邦の半製品輸入加工業者が加工生産能力を拡大し、課税対象国から半製品の状態での輸入が急増するといった「輸入国迂回」が行われる可能性があり、仮に新規調査を開始したとしても、上述のような損害の立証が困難となる可能性がある。 世界の主要国では、迂回行為に対して、当初調査を改めて行うのではなく、主に既存の貿易救済措置に対する迂回行為が行われていることの確認等を以て、当該措置の対象となる国や産品を拡大する迂回防止制度を有しており、主要国（G20）で制度を有していないのは日本とインドネシアのみとなっている。 上記のとおり、仮に迂回行為に対して何らかの対応を行う場合、当該迂回を現行法に基づく調査において未然に防止することには限界があり、また、迂回発覚後に当該迂回品を対象に調査を一から始めることでは迅速な対応は不可能。したがって、迂回に該当する要件を明確化し、当該迂回の事実等が認定される場合に、通常の課税調査によらず、より迅速に発動中の課税措置（発動政令）の対象に迂回品を含めることを可能とする制度が必要。 さらに、迂回の事実の確認のためには、迂回国企業等に対する個別の調査が必要となるため、調査当局が、業界からの要請により、あるいは要請が無くとも必要と認める場合には、迂回行為の有無等を確認するための調査（質問状送付、現地調査（任意）等）を行う権限が必要。 今回の改正要望事項は、いずれも迂回に適切に対処することを目的とするものである。具体的には、規制する迂回の類型及び要件を定め、迂回に対して課税を

	行うに当たっての調査（迂回防止調査）に係る手続きを整備する。なお、制度の検討に当たっては、迂回に関与していない者が不当に課税されることがないよう、迂回防止調査に対して意見を表明し、課税されないようにする手続きも整備することとする。 **②　改正目的達成予定時期** 　迂回防止調査を実施して不当廉売関税の迂回行為に対して迂回防止措置を実施した時。
改正の効果と妥当性	**①　改正によって期待される効果** ・貿易救済措置の実効性を損なう迂回に対処するための迅速な調査の実施及び課税に伴う国内産業への損害拡大の早期回避 ・利害関係者における迂回防止調査の手続きが予め定められていることによる予見性の向上 **②　改正によって生じうる影響** 　特になし。 **③　改正の妥当性** 　本要望は、過去に発動したＡＤについて、措置の効果を損なう迂回に対して適切なタイミングで対処し、必要と判断された場合に課税が行われることで、国内産業への損害の拡大を最小限に食い止めることを目指すための要望である。また、諸外国においても迂回防止制度が整備され運用されている。これらを踏まえると、改正は妥当であると考えられる。産業界（日本経済団体連合会、日本鉄鋼連盟、日本化学工業協会、日本繊維産業連盟、日本化学繊維協会等）もこの動きを支持している。 　迂回防止制度とＷＴＯ協定等との整合性については、他国の運用も参考に、関係省庁と法案初期段階から緊密に協力･連携して進めていく予定である。
政策評価・関連措置	**①　本要望に関連する政策評価** ― **②　当該政策評価の結果と改正の関係** ― **③　政府方針と改正の関係** ― **④　関連措置** ―

○　改正経緯

これまでの改正状況	【主な改正事項】

	関税定率法（第８条関係） ・平成７年：世界貿易機関を設立するマラケシュ協定の発効に伴う関連規定の整備 不当廉売関税に関する政令及び不当廉売関税に関する手続等についてのガイドライン ・平成 21 年改正：企業による申請要件の緩和、仮決定手続きに係る規定の整備等 ・平成 23 年改正：調査開始の要件の緩和 ・平成 28 年改正：団体名で申請する場合の要件の緩和 ・平成 29 年改正：申請書の記載事項の見直し、調査開始の要件の緩和等
措置による効果	平成 20 年代に申請に必要な要件の改正が行われたことなどを踏まえ、ＡＤに関する企業による相談件数は増加傾向にあり、近年は毎年１～２件程度の調査を実施している。